

千葉県文化財保護条例の一部を改正する条例(案)の概要

1 条例の改正理由

文化財保護法の一部改正（令和3年4月23日公布）により、地方公共団体による文化財の登録制度が規定されたことに伴い、県内文化財の登録制度を新設するため、条例を一部改正し、所要の規定の整備を行う。

※「**登録制度**」：一定の価値は認められるものの、直ちに指定文化財には至らない文化財を広く登録することで把握し、「**指定制度**」のように現状変更に対する強い制限や罰則を設けず、緩やかな規制により文化財の保存・活用を図る制度。

2 登録制度を導入する効果

- (1) 公的に文化財として位置づけることで、保護措置の俎上に載せ、把握できる。
- (2) 文化財として広く認知されることで、その継承や観光・地域振興への活用が期待できる。
- (3) 文化財保護法の規定により国の登録文化財へ提案することができる。

3 主な改正内容

各分野（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物）の文化財（※下表参照）を登録等する際の手続きや登録後の管理方法等について規定する。

○文化財の登録・抹消の手続き

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・登録の所有者の同意、関係市町村への意見聴取 | ・千葉県文化財保護審議会への諮問 |
| ・告示及び通知 | ・登録証の交付・返付 |

○登録後の管理方法等

- | | | |
|----------------|------------|----------------|
| ・所有者の管理義務 | ・所有者の変更手続き | ・現状変更の届出 |
| ・滅失、毀損、所在変更の届出 | | ・管理等への技術的指導・助言 |

文化財の類型		県	
		指定	登録
有形文化財	建造物、美術工芸品等	○	新設
無形文化財	演劇、音楽、芸能、工芸技術等	○	新設
民俗文化財	有形の民俗文化財 衣食住の用具等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗習慣、民俗芸能、民俗技術等	○	新設
記念物	史跡 貝塚、古墳、都城跡、旧宅等の遺跡	○	新設
	名勝 庭園、橋梁、海浜、山岳等の名勝地	○	新設
	天然記念物 動物、植物、地質鉱物等	○	新設

4 施行期日（予定）

令和4年4月1日（法の施行日に合わせる）